

茨木市条例第 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の附則を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
（議員報酬の額の特例）
- 2 平成24年7月1日から平成25年1月30日までの間、別表中「758,000」とあるのは「682,200」と、「708,000」とあるのは「637,200」と、「668,000」とあるのは「601,200」と、「664,000」とあるのは「597,600」とする。